

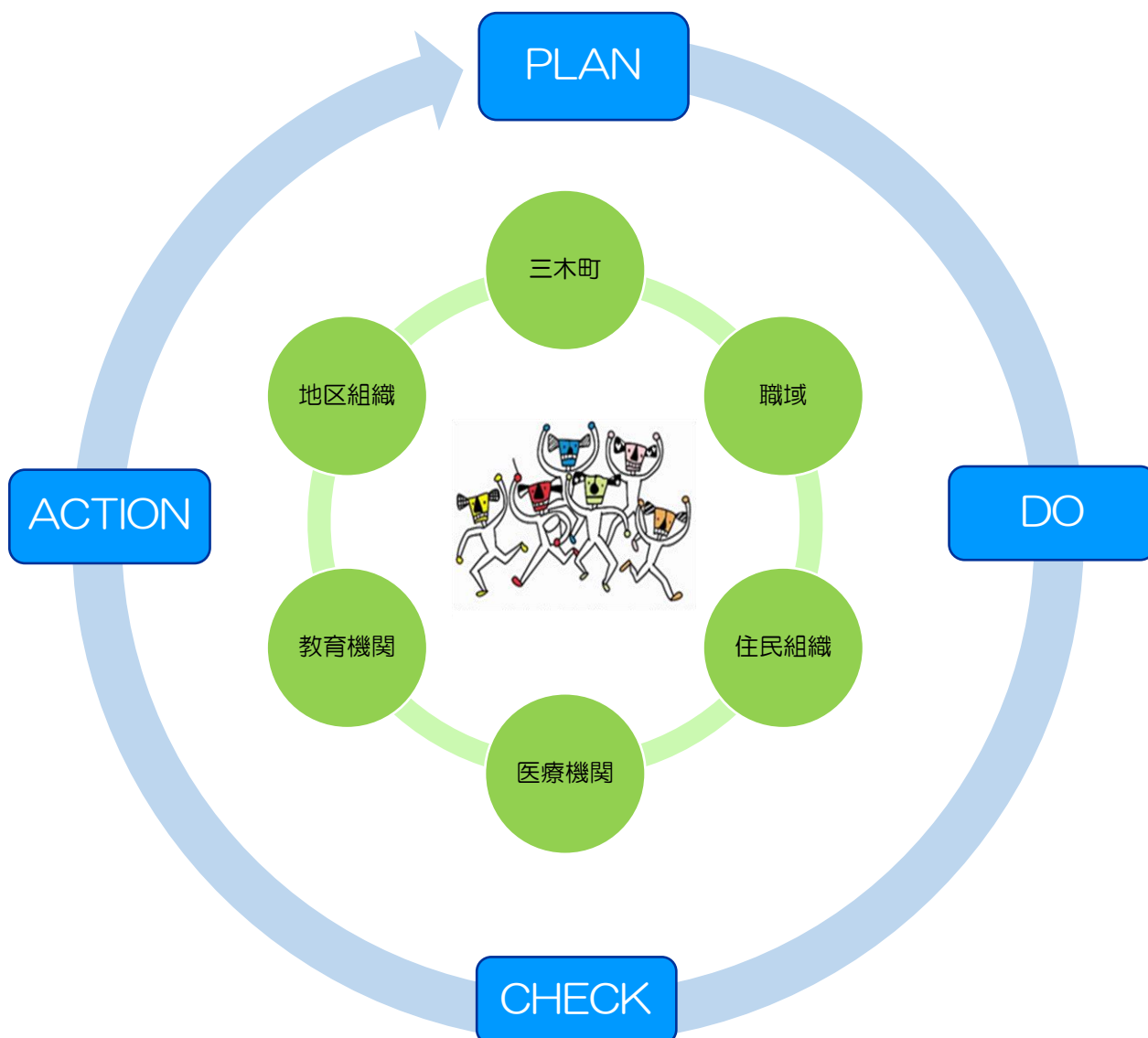
第5章 推進体制等

1 対応の段階及びライフステージごとにおける取組

(1) 庁舎内における推進体制

自殺予防やその対策などについて、庁舎内関係課が情報共有を図りながら共通の認識を持ち、各事業に取り組むとともに、連携・協働しながら本計画の推進を図ります。

(2) 進行管理



住民を中心とし、地域全体で健康づくりを進めるという視点から、地域保健に関わる各機関・組織との連携を強化し、総合的に取り組む体制づくりを進めます。

進行管理では、各施策の進行状況について把握・点検・評価すると同時に、本町における自殺の発生状況に応じて事業内容や取組について適宜改善等を行います。